

福島市**系統用蓄電池**設備に関する
ガイドラインの概要

福島市系統用蓄電池設備に関するガイドラインの概要(基本的事項)

1. 目的

系統用蓄電池設備の設置にあたり、設置者の遵守事項等を定めることにより、地域住民の安全・安心や環境保護を確保するとともに、再生可能エネルギーの普及拡大に伴う電力の安定供給に寄与する系統用蓄電池と地域との共存・共栄を実現するための適切な施設運営を促進すること。

2. 対象となる系統用蓄電池設備

構外から伝送される電力を構内に施設した電力貯蔵装置その他の電気工作物により貯蔵し、当該伝送された電力と同一の使用電圧及び周波数で、さらに構外に伝送する設備とする。

(電気設備に関する技術基準を定める省令第1条)

3. 主な遵守事項

①区域の設定

・地域住民の安全安心を担保するため、「設置を回避すべき区域」と「設置にあたり慎重な検討を要する区域」を設定する。

設置を回避すべき区域・・・・・・・・補足資料1参照

設置にあたり慎重な検討を要する区域・・・市全域の「設置を回避すべき区域」外の区域

②設計・施工・施設管理基準

・設計・施工から施設管理まで、遵守すべき事項を明記し、適切な設置・管理を促す。

③地域との合意形成

・設置事業者が近隣住民等に対し、形式的な住民説明会に留まることなく、地域住民との双方向のコミュニケーションによる事業趣旨理解、環境面、地域が持つ文化的側面の理解について建設的な意見交換の実施を促し、実質的な合意形成を図る。

④各段階における届出

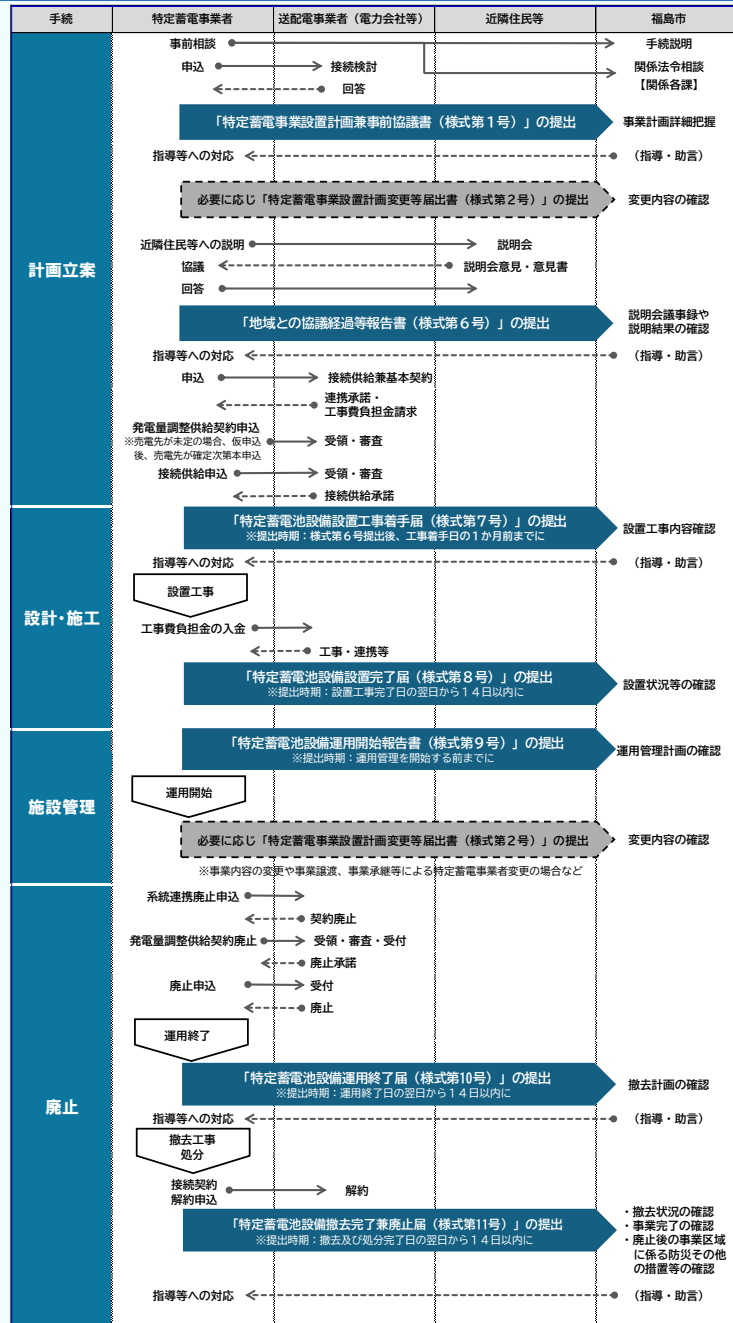
・市との事前協議段階で、「防災・安全面」「環境」「景観」等への配慮を求める。

・系統用蓄電池のライフサイクルの各段階（計画立案、設計・施工、施設管理、廃止）において届出の提出を求め、事業動向の把握を行う。

4. 市の役割

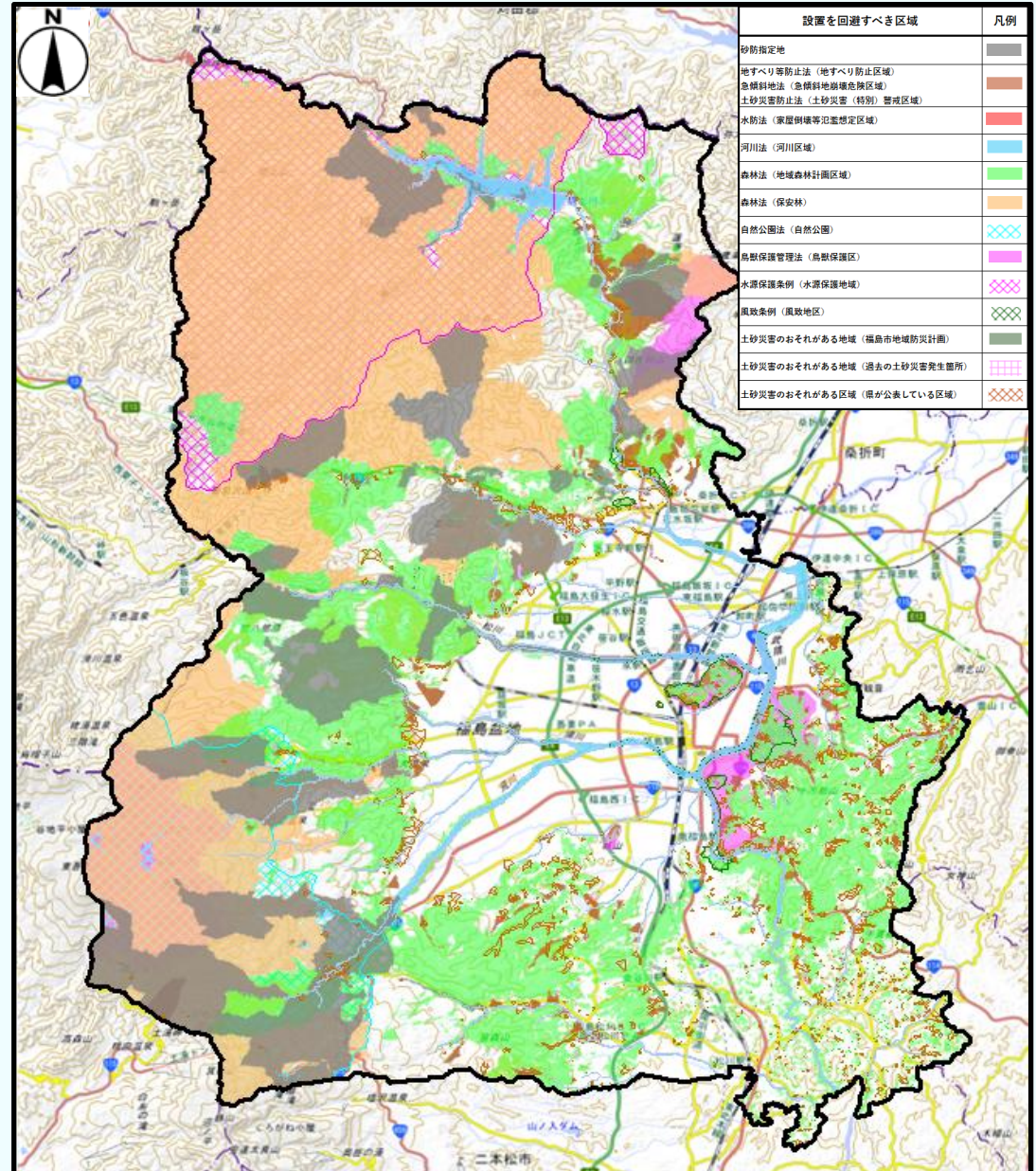
「福島市系統用蓄電池設備設置ガイドライン」を策定し、設置事業者に遵守事項を監督しながら、地域住民の安全と環境を保護し、事業が地域に負担をかけず円滑に進められるよう調整・指導を行う。

特定蓄電事業の手續の流れ・設置を回避すべき区域



系統用蓄電池設備の設置を回避すべき区域

補足資料①



主な関係法令等の手続及び窓口

主な関係法令等の手続及び窓口 ①

| No. | 関係法令等 | 規制の概要 | 国・県の窓口 | 市の窓口 |
|-----|-------------------------------------|---|------------------------------|-------|
| 1 | 電気事業法 | 出力規模によって、各種届出、電気主任技術者の選任、使用前自主検査の実施等の手続が必要 | 経済産業省 関東東北産業安全監督 部東北支部 | — |
| 2 | 砂防法 | 砂防指定地内における行為の許可 | 県建設事務所行政課 | 河川課 |
| 3 | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、地すべり等防止法 | 行為等が規制されるものではないが、注意が必要な箇所が示されている | 県建設事務所行政課 | 河川課 |
| 4 | 河川法 | 工事の承認、流水、土地の占用の許可 | 県建設事務所行政課 | 河川課 |
| 5 | 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 | 特定開発行為の制限 土砂災害発生時に住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある土地 | 県建設事務所行政課 | 河川課 |
| 6 | 自然公園法 | 国立(国定)自然公園内の行為の許可等 | 県自然保護課 県北地方振興局県民生活課 | — |
| 7 | 自然環境保全法 県自然環境保全条例 | 自然(緑地)環境保全地域内の行為の許可等 | 県自然保護課 県北地方振興局県民生活課 | — |
| 8 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 | 鳥獣保護区特別保護地区内での開発の許可 | 県自然保護課 県北地方振興局県民生活課 | — |
| 9 | 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 | 生息地等保護区における各種開発行為の規制 | 県自然保護課 | — |
| 10 | 文化財保護法 福島県文化財保護条例 福島市文化財保護条例 | 埋蔵文化財発掘の届出 遺跡発見の届出 指定文化財等に係る確認 | 県教育庁文化財課 | 文化振興課 |
| 11 | 景観法 福島市景観条例 | 景観計画区域内の届出対象行為における事前届出 | — | 都市計画課 |
| 12 | 国有林野の管理経営に関する法律 | 公用、公共用又は公益事業の用に供する場合の貸付許可 | 林野庁福島森林管理署 | 農林整備課 |
| 13 | 国有林野を自然エネルギーを利用した発電の用に供する場合の取扱いについて | 自然エネルギーを利用した発電事業用地としての貸付許可 | 林野庁福島森林管理署 | 農林整備課 |

主な関係法令等の手続及び窓口 ②

| No. | 関係法令等 | 規制の概要 | 国・県の窓口 | 市の窓口 |
|-----|--------------------------|---|---|------------------|
| 14 | 森林法 | 所有者となった旨の届出伐採の届出 林地開発行為の許可 保安林の指定の解除 | 県森林保全課 県北農林事務所森林土木課 | 農林整備課 |
| 15 | 道路法 | 道路に工作物、物件または施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合の許可 | 国土交通省東北地方整備局 福島河川国道事務所 県建設事務所 行政課 | 路政課 |
| 16 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 指定区域内における土地の形質の変更届出 | — | 廃棄物対策課 |
| 17 | 都市計画法 | 区域区分・地域地区、都市施設に関する こと 開発許可 | — | 都市計画課 開発建築指導課 |
| 18 | 福島市風致地区内における建築等の規制に関する条例 | 風致地区内における一定行為の許可申請 | — | 開発建築指導課 |
| 19 | 宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法) | 規制区域内での宅地造成等に関する工事の許可 | — | 開発建築指導課 |
| 20 | 農地法 | 農地転用の許可 | 県農業担い手課 県北農林事務所指導調整課 | 農業委員会 事務局 |
| 21 | 農業振興地域の整備に関する法律 | 農用地区域からの除外 | 県農業担い手課 県北農林事務所指導調整課 | 農業企画課 |
| 22 | 公有地の拡大の推進に関する法律 | 一定面積以上の土地(都市計画施設にかかるものを含む)を有償譲渡する場合の事前届出(地方公共団体による土地の買取り希望の有無の確認) | — | 都市計画課 |
| 23 | 国土利用計画法 | 一定面積以上の土地取引を行った場合の届出 | 県復興・総合計画課 県北地方振興局地域づくり・商工労政課 | 都市計画課 |

主な関係法令等の手続及び窓口

主な関係法令等の手続及び窓口 ③

| No. | 関係法令等 | 規制の概要 | 国・県の窓口 | 市の窓口 |
|-----|---|---|---------------------------------|---------------------------------|
| 24 | 福島県大規模土地利用事前指導要綱 福島市大規模土地利用事前指導要綱 | 5ha以上の開発行為の許可開発区域内に農地転用の許可が必要な農地が4haを超える場合 | 県復興・総合計画課 県北地方振興局地域づくり・商工労政課 | 都市計画課 |
| 25 | 建築基準法 都市計画法 | 建築基準法 (「建築物」に該当するかの確認、「確認申請」が必要かの確認等) 第1種特定工作物に該当するかの確認「開発許可」が必要か確認 | — | 開発建築指導課 |
| 26 | 環境影響評価法 福島県環境影響評価条例 | 環境影響評価の実施 | 県環境共生課 | 環境政策課 |
| 27 | 騒音規制法 振動規制法 水質汚濁防止法 福島県生活環境の保全等に関する条例 福島市公害対策防止条例 | 届出対象施設の届出 | — | 環境衛生課 |
| 28 | 土壤汚染対策法 | 一定規模以上の土地の形質変更を行う場合の届出 | — | 環境衛生課 |
| 29 | 福島市水道水源保護条例 | 水道水源の保護 | — | 環境衛生課 |
| 30 | 福島県水源地域保全条例 | 水源地域内の土地について、権利を移転・設定する契約を行う場合の届出 | 県土地水対策室 | — |
| 31 | 福島市法定外公共物の管理に関する条例 | 工事の承認 流水、土地の占用の許可 | — | 【道路】路政課 【水路】河川課※1 農林整備課※2 |
| 32 | 消防法 | 指定数量以上の危険物(電解液など)を有する蓄電池設備を設置する場合 | — | 消防本部予防課 |
| 33 | 福島市火災予防条例 | 指定数量未満の危険物(電解液など)を有する蓄電池設備を設置する場合 | — | 消防本部予防課 |
| | 福島市火災予防条例 | 上記を含むすべての蓄電池設備を設置する場合 | — | 消防本部予防課 |
| | 福島市火災予防条例 | 全出力が50キロワット以下のものを除いた高圧又は特別高圧の変電設備を設置する場合の届出 | — | 消防本部予防課 |

※1 市街化区域及び都市計画区域外の場合 ※2 市街化調整区域の場合